

報告第 1 号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 2 月 22 日

北本市長 現王園 孝 昭

専 決 処 分 書

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成２９年２月７日

北本市長 現王園 孝 昭

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

〔平成29年2月7日
条例第1号〕

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。